

第40号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年8月26日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十二号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（令和三年度における小中学校の休業日の特例）

5 第三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度における小中学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 夏季休業日 七月二十一日から九月三日まで
- 二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで
- 三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで
- 四 開校記念日
- 五 その他委員会が定める日

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(休業日)</p> <p>第三条 施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで</p> <p>二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで</p> <p>三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで</p> <p>四 開校記念日</p> <p>五 都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日</p> <p>六 その他委員会が定める日</p> <p>2. 略</p> <p>付 則</p> <p>（令和三年度における小中学校の休業日の特例）</p> <p>5 <u>第三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度における小中学校の休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>夏季休業日 七月二十一日から九月三日まで</u></p> <p>二 <u>冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで</u></p> <p>三 <u>春季休業日 三月二十六日から四月五日まで</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第三条 施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで</p> <p>二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで</p> <p>三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで</p> <p>四 開校記念日</p> <p>五 都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日</p> <p>六 その他委員会が定める日</p> <p>2. 略</p> <p>付 則</p> <p>新設</p>

<p>四 <u>開校記念日</u></p> <p>五 <u>その他委員会が定める日</u></p> <p>付 則 (令和三年●月●日文教委規則第●号)</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>新設</p>
---	-----------